

小山広域保健衛生組合
一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会報告書

平成27年3月

小山広域保健衛生組合
一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会

はじめに

小山広域保健衛生組合（以下「組合」といいます。）は、平成3年11月27日に株式会社県南衛生工業（以下「県南」といいます。）との間で締結した「廃棄物処理委託契約」（以下「本件契約」といいます。）に関して裁判上で争ってきました。

県南は、組合が処理委託した焼却灰（一般廃棄物）を使ってコンポストに生成するとしていましたが、平成15年の独立行政法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」といいます。）の立入検査の結果、肥料取締法の基準値を超える重金属類が検出されたことをきっかけに組合は県南への焼却灰の搬出を停止しました。

県南は、コンポストの引き取りと損害賠償を求めて提訴し、本裁判の判決後は、執行裁判においてコンポスト撤去の実施主体と搬出費用をめぐる更に紛争が続きました。

長期間に及ぶ訴訟事案は、県南がコンポスト撤去の実施主体となり、組合が執行費用を支払うことで双方合意し、平成26年4月30日の小山広域保健衛生組合議会（以下「組合議会」といいます。）の議決をもって和解が成立したことで終結しました。

このような訴訟を経て解決に至った事実を踏まえ、二度と同じ様なことを起こさないために、小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会（以下「委員会」といいます。）が設置されました。

委員会では、本件事案の全体像を把握するため、組合職員への聴取を行い、議論を重ね、原因究明と再発防止に向けた具体策について検討を行いました。

本報告書は、委員会において行った聴取・検証結果を報告するものです。

平成27年3月 小山広域保健衛生組合

一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会

委員長 荒井 喜久雄

目 次

はじめに

1. 本事案の事実経過

- (1) 背景 1
- (2) 経過 2

2. 事実関係の確認

(1) 事実関係

ア 組合の組織及び意思決定の方法

- (ア) 組合組織 6
- (イ) 意思決定 8
- (ウ) 事務改善の取組 9

イ 本件契約及び現地確認

- (ア) 契約の方法 9
- (イ) 本契約書の主な条文 10
- (ウ) 現地確認 10

ウ 裁判の経緯

- (ア) 裁判に至るまでの委託の状況 11
- (イ) 裁判に至るまでの県南との協議 11
- (ウ) 調停 11
- (エ) 本裁判（地裁） 11
- (オ) 本裁判（高裁） 12
- (カ) 本裁判（最高裁） 13
- (キ) 執行裁判（地裁） 14
- (ク) 執行裁判（高裁） 14
- (ケ) 許可抗告 14
- (コ) 仮処分命令申立 15
- (サ) 請求異議訴訟 15
- (シ) 和解 15

(2) コンポストについて

- ア コンポストとは何か 19
- イ 焼却灰はコンポストになるのか 20
- ウ 裁判上での本件コンポストの扱い 20

3. 事実経過を踏まえた問題点

(1) 組織上の問題

ア 事務管理上のチェックについて	22
イ 契約・実施・検査について	23
ウ 事業者の精査について	23
エ 組合議会との連絡調整について	23

(2) 人材育成上の問題

ア 知識・経験について	23
イ 廃棄物行政機関としての意識について	24

(3) 訴訟上の問題

ア 訴訟における応訴対応に不合理はなかったか	25
イ 和解を選択した判断及び和解内容に不合理はなかったか	25

4. 再発防止に向けた今後の取組

(1) 組織について

ア 事務管理上のチェック機能の強化	27
イ 契約・実施・検査担当部署の分離	27
ウ 事業者の精査	27
エ 組合議会との連絡調整の強化	27

(2) 人材育成について

ア 知識・経験不足の解消	28
イ 廃棄物行政機関としての意識強化	28

資料1 金額の推移	29
資料2 小山広域保健衛生組合機構（平成3・4年度）	30
資料3 伺書様式	31
資料4 平成4年3月1日付新聞記事	32
資料5 廃棄物処理契約書	33
資料6 和解契約書	40

委員会名簿及び委員会の開催状況	42
-----------------	----

おわりに

1. 本事案の事実経過

(1) 背景

組合は、昭和47年4月1日設立の小山地区広域行政事務組合、昭和37年9月3日設立の小山地区保健予防組合及び昭和38年7月26日設立の小山地区環境衛生組合を統合し、し尿処理施設の建設及び管理運営、ごみ処理施設の建設及び管理運営、斎場及び火葬場の建設及び管理運営、結核健診、休日急患診療施設の管理運営及び診療を共同処理するために、昭和58年4月1日に設立されました。

現在は、小山市、下野市、野木町、上三川町の2市2町で構成されていますが、平成3年当時は、小山市、旧国分寺町、野木町、旧南河内町、旧石橋町、上三川町の1市5町で構成されていました。

平成3年当時に組合が保有していた焼却施設は、中央清掃センター、北部清掃センター、環境衛生センターであり、中央清掃センターは小山市、北部清掃センターは旧国分寺町、旧南河内町のごみを焼却処理し、環境衛生センターは小山市、旧国分寺町、野木町、旧南河内町、旧石橋町、上三川町のし尿を焼却処理していました。

ごみ処理事業に関しては、平成3年当時、小山市、旧国分寺町、野木町、旧南河内町、の1市3町のごみを受け入れており、それぞれの市町からの年間のごみの搬入量は小山市が49,736.47t、旧国分寺町が2,010.41t、野木町が5,324.69t、旧南河内町が1,777.76tの合計58,849.33tでした。

その中で、可燃物の46,635.02tは焼却処理を行い、その焼却残渣である焼却灰は、年間7,722.35t発生していました。組合は、独自の最終処分場を有していないことから、外部の処分場に搬出し、埋立処分をしていました。

焼却灰は、昭和63年以前、栃木県藤岡町（現栃木市）の民間最終処分場に搬出していました。しかし、昭和63年3月29日付で、管轄する藤岡町より同処分場への廃棄物の受入を停止する通知文が組合に届いたことから、契約していた事業者の紹介により福井県敦賀市にあるキンキクリーンセンターへ搬出をしていました。

平成2年になり、キンキクリーンセンターの周辺住民によるごみの受入に反対する運動が起きたことから、平成2年10月29日に敦賀市が搬入停止を要請してきました。

組合は平成4年3月31日までにキンキクリーンセンターへの搬出を停止せざるを得ない状況になり、焼却灰の最終処分場の確保が大きな課題となっていました。

(2) 経過

組合が焼却灰の最終処分場の確保に苦慮している中、平成3年6月に県南は、焼却灰を堆肥化処理（コンポスト化）すれば、現在よりも安価に処分できることを組合に提案してきました。

その後、平成3年8月12日に敦賀市より再度の搬入停止を要請され、組合は平成4年3月31日でキンキクリーンセンターへの焼却灰の搬出を打ち切らざるを得なくなりました。

組合は、キンキクリーンセンターの搬入停止期限が差し迫り、焼却灰の搬出先を早急に見つけなければならない状況であり、県南の提案は、処分費用が安く、かつ、県南がリサイクルして販売するという最終処分場を必要としない処分方法であると判断したことから、平成3年11月27日に、県南と平成4年4月1日から平成19年3月31日までの15年間で委託期間とする本件契約を締結しました。

以降、組合は平成4年4月1日から毎年度単価契約を結び、問題なく搬出を行ってまいりました。ところが、平成14年になって県南は、焼却灰中の重金属含有量が肥料取締法上の基準値を上回っているとして、平成15年度の単価契約に際し、重金属の低減と委託料金の引き上げを要求してきました。

組合としては、現状のまま委託を継続するため、平成15年4月14日に「焼却灰、脱水ケーキ処分委託契約に関する今後の対応について」という通知文を県南に送付しましたが、内容の訂正を求められ、県南の要求に対応した通知文を平成15年4月30日に再度送付しました。

その後、県南は、平成15年5月20日に重金属を含むコンポストの処理費用として、7億6406万8140円を要求してきましたが、組合としては、支払義務はないとして、平成15年6月30日に請求を拒否しました。

平成15年8月6日、肥飼料検査所が、県南への立ち入り検査を実施した結果、本件コンポスト（※1）から「肥料取締法」の基準値を超える重金属（鉛・カドミウム）が検出されたため、農林水産省は本件コンポストの出荷を停止させました。

組合はこのことを受け、本件コンポストを肥料として流通させることができないと判断し、平成15年8月21日に県南へ焼却灰を搬出することを停止しました。

また、宮城県仙南保健所は、平成15年12月24日に県南に対して保管物違反に基づく改善命令（※2）を行いました。この命令を受けた県南は、本件コンポストの引き取り義務は組合にあるとして、平成16年2月20日に組合に対してコンポストの引き取りを求める公害等調停事件の申立を仙台簡易裁判所に行いました。調停は7回行われましたが、結果として不調となりました。

県南は、平成17年6月27日に組合に対してコンポスト約65,280.4m³の引き取りと損害賠償金約31億6777万325円及び年6分の遅延損害金等の支払、仮執行権の付与を求める訴訟（※3）を仙台地方裁判所（以下「地裁」といいます。）に提訴しました。

地裁の判決は、平成21年2月24日に言い渡され、内容は組合に対して損害賠償金5億1635万7801円の支払と、コンポストの搬出を命じ、仮執行権宣言（以下「仮

執行権」といいます。) (※4) も付されました。

この判決を不服として、お互いに、仙台高等裁判所 (以下「高裁」といいます。) に控訴しました。

高裁は、平成23年7月29日に判決を言い渡し、損害賠償金を2億723万9876円 (資料1) に減額しましたが、組合に対してコンポストの搬出を命じ、仮執行権を付することは変わりませんでした。

組合は、この判決を不服として最高裁判所 (以下「最高裁」といいます。) へ上訴しましたが、平成24年3月2日に上告棄却となり、高裁判決が確定しました。

一方、県南は、地裁に対して仮執行権に基づくコンポスト搬出命令申立と代替執行費用支払命令申立 (※5) を行いました。

組合は、地裁の執行裁判に携わった2人の裁判官が、判決主文の「搬出せよ」の解釈に対して、異なる見解を示したことから、セカンドオピニオンとして複数の弁護士の意見を聞きながら14回の審尋 (※6) に臨みました。

しかし、地裁では、本件コンポストの処理処分を含めた搬出を県南に認め、その前払費用として組合に47億円の支払を命ずる決定がなされました。

組合と県南、お互いに、この決定内容を不服として、高裁に執行抗告 (※7) の申立を行いました。組合は、弁護団の弁護士を増員したうえで、審尋に臨みましたが、高裁では、4回の審尋の後、平成25年11月15日双方棄却の決定がなされました。

組合は、この決定を不服として許可抗告 (※8) の申立を行いました。平成26年1月6日に不許可となりました。

また、併せて、組合は平成25年5月31日に地裁へコンポストの引渡しを求める仮処分命令の申立 (※9) 及び平成25年8月12日に請求異議訴訟 (※10) を提訴しました。

仮処分命令の申立は、処分の権利が確定する前に暫定的に処分を行うという内容であるため、処分の権利を争った執行裁判が確定したことから抗告を断念しました。

また、請求異議訴訟は、代替執行権の存否について争いましたが、県南と和解が成立したため、平成26年5月2日に取り下げました。

執行裁判により確定した前払金47億円は、平成25年12月17日に県南からの差押えの執行手続により取り立てられました。

県南は、47億円を得たことにより、すぐに処理処分を始めることができる状況になりました。組合としては、県南が処理を行った後、処理処分費用の清算をめぐる新たな争いが起きることを危惧し、また判決により搬出まで月10万円の支払を継続しなければならないことから、早期収束が求められ、そのためには和解が必要であると考えました。

組合は、本件コンポストが、産業廃棄物である宮城県下水道公社の下水道汚泥と一般廃棄物である組合の焼却灰の混合物であることから、組合に一般廃棄物の排出者責任が永久的に残ることを懸念しました。

そのため、廃棄物処理の監督官庁である宮城県と協議を重ねた結果、宮城県の監督権限の及ぶ県内で処分する限りは、産業廃棄物として処分できるという見解を得て、組合

の一般廃棄物の排出者責任を回避できる見込みとなりました。

組合は最終的に負担する金額を低額に確定するために県南と交渉を進めた結果、総額54億円で合意し、平成26年4月30日の組合議会で和解が承認されました。

なお、表1に、平成26年8月1日付小山市広報の事実経過表を掲載します。

表1 事実経過

〔事実経過表〕平成26年8月1日 小山広報より

日付	内容
H3. 11. 27	㈱県南衛生工業と廃棄物処理委託契約を締結
H4. 4. 1	廃棄物（焼却灰）搬出開始
H15. 8. 15	コンポスト（組合の焼却灰と宮城県の下水道汚泥を混合処理したもの）から基準値超の重金属検出
H15. 8. 21	廃棄物搬出を停止
H17. 6. 27	㈱県南衛生工業が組合を仙台地裁に提訴
H21. 2. 24	仙台地裁判決（組合が搬出。損害賠償5.1億円）
H23. 7. 29	仙台高裁判決（組合が搬出。損害賠償2億円）
H23. 8. 9	㈱県南衛生工業が仙台地裁にコンポスト搬出命令申立
H23. 8. 10	組合が最高裁に上告
H23. 8. 18	㈱県南衛生工業が仙台地裁に代替執行費用支払申立
H23. 9. 27 ～H24. 3. 2	仙台地裁において第1回～第6回審尋 （処理処分は組合の責任で行うの心証）
H24. 3. 2	最高裁への上告棄却
H24. 4. 1	担当裁判官交代
H24. 5. 28 ～H25. 3. 8	仙台地裁において第7回～第14回審尋 （搬出には処理処分も含まれるの心証）
H25. 3. 29	仙台地裁決定（H25. 4. 1に組合に正本到達）
H25. 4. 5	仙台高裁へ執行抗告（H25. 11. 15棄却）
H25. 5. 31	仙台地裁へ引渡請求の仮処分命令の申立 （H26. 1. 17申立の却下）
H25. 8. 12	仙台地裁へ請求異議を提訴
H25. 11. 25	仙台高裁への許可抗告の申立（H25. 12. 27抗告不許可）
H25. 12. 17	㈱県南衛生工業へ47億円が支払われる
H26. 4. 30	平成26年第2回組合臨時会 議決により和解成立
H26. 5. 2	請求異議控訴取下げ

〔注釈〕

- ※1 コンポスト : 生ごみ・下水道汚泥などが原料の有機肥料
- ※2 改善命令 : 監督官庁が所管の事業所などにその事業施設、業務運営などに関して改善を命ずることをいう
- ※3 本裁判 : 本件の訴訟でコンポストの引き取りを義務とするものか、権利とするものか及び賠償金について争ったもの
- ※4 仮執行権 : 勝訴者のこうむる不利益を避けるため、判決の確定前に、仮執行宣言が付された判決に基づき、仮に強制執行することができる権利をいう
- ※5 執行裁判 : 本件の強制執行申立事件で処理処分の主体とその費用を争ったもの
- ※6 審尋 : 当事者の双方が、紛争に関して意見や主張を裁判所に提出する裁判上の手続き
- ※7 執行抗告 : 裁判所の執行処分に対して、上級裁判所に不服を申し立てること
- ※8 許可抗告 : 最高裁判所への上訴手続きの一。高等裁判所の決定に最高裁判例に反する判断や法令解釈上の重要な問題があるとして当事者が申し立て、高等裁判所が認めた場合に最高裁判所への抗告が認められる制度
- ※9 仮処分 : 訴訟の遅延などによって権利の実現が危険に瀕している場合、その保全のために、裁判所により暫定的、仮定的になされる処分をいう
- ※10 請求異議訴訟 : 請求権の存在あるいは内容を争い、強制執行が許されない旨の宣言を求める訴えをいい、本件の訴訟においては本裁判の判決正本に基づく執行権の排除を求めたもの

2. 事実関係の確認

(1) 事実関係

ア 組合の組織及び意思決定の方法

(ア) 組合組織

組合は、地方自治法第284条に基づく一部事務組合で、し尿処理施設の建設及び管理運営、ごみ処理施設の建設及び管理運営、斎場及び火葬場の建設及び管理運営、結核健診、休日急患診療施設の管理運営及び診療を共同処理しています。

平成3年当時の組合は、資料2のとおり、小山市、旧国分寺町、野木町、旧南河内町、旧石橋町、上三川町の1市5町で構成されていました。

組合の執行機関としては、小山市長を管理者、5町の町長に小山市の助役（現副市長）を加えた6名を副管理者、小山市の収入役（現会計管理者）の計8名で役員会を構成し業務を執行していました。なお、業務の監査については監査委員2名を任命していました。

議会は小山市議会から7名、その他の町議会から2名ずつの合計17名で構成され、事務局は事務局長以下、総務課、小山聖苑、中央清掃センター、北部清掃センター、環境衛生センターの5つの所属を46名の職員で運営していました。

ごみ処理事業に関しては、平成4年度当時、小山市、旧国分寺町、野木町、旧南河内町の1市3町のごみを受け入れており、それぞれの市町からの平成4年度のごみの搬入量は小山市が48,364.22t、旧国分寺町が1,995.91t、野木町が3,737.68t、旧南河内町が1,964.08tの合計56,061.89tのごみを処理処分していました。

表2に示す通り、搬入されるごみの中で、燃やすごみ、可燃粗大ごみ、ビニールプラスチック、新聞紙、段ボール、雑誌、古布、牛乳パックは焼却処理を行い、燃えないごみ、不燃粗大ごみ、びん、缶等は破砕処理を行っていました。

各施設（中央清掃センター、北部清掃センター、環境衛生センター）で焼却処理された焼却灰は、中央清掃センターの保管ピットに集め、まとめて地元の収集業者が県南へ年間6,991m³を搬出していました。（平成4年度実績）



表2 廃棄物処理処分の状況 (平成3年・4年度)



(イ) 意思決定

当時の組合においては、契約行為を各所属で執行しており、資料3の様式で起案した伺書によって決裁を行い、総務課又は関係する所属の合議によって、その内容の精査・確認を行い、小山広域保健衛生組合事務決裁規程に基づき決裁を得て事業を遂行していました。重要な案件は役員会で協議し、年2回開催される管内事務担当課長会議において各構成市町に報告していました。また、議会に対しては、地方自治法第96条に基づき条例の制定・改廃、予算、決算や高額な契約締結等については報告し、承認の議決を得ていました。

本件契約は、平成3年9月30日の役員会において、平成4年度より、焼却灰を宮城県の業者でハザカプラント(有機性廃棄物の高速堆肥化処理法とその発酵堆肥化装置 特許 昭和63-147887)を使用して、焼却灰をコンポスト(堆肥)に処理することと、コンポストの利用についても、必要に応じて無償にて引き取り、利用することが協議されていました。

この役員会で具体的にどの程度の詳細な説明が行われたかは分かりませんが、本件契約による焼却灰の処理方法が焼却灰の堆肥化によるリサイクルであることを管理者が理解していたことは、新聞記事(資料4)により推測できました。

また、平成3年11月25日の管内事務担当課長会議で本件契約について報告し、同日に担当部署である中央清掃センターが廃棄物処理契約を起案し、関係する北部清掃センター、環境衛生センター、総務課の合議をとり平成3年11月27日管理者の決裁後、契約を締結しました。

議会に対しては、地方自治法に定められた議決案件ではなかったため、個別具体的な議案としての上程はありませんでしたが、平成4年2月21日の平成4年第1回組合議会定例会において、予算の説明の中で搬出先の内容と単価、長期の契約となる説明がされていました。

(ウ) 事務改善の取組

組合としては、平成16年度より入札者指名登録制度（※1）を導入することで、登録時に業者を選定し、業務を遂行する能力のある業者の中から、入札によって選定する体制を整えました。

同時に、入札・契約を担当する独立した係を総務課に設置し、契約にあたっては、組合独自の契約書を使用することとしました。

一般廃棄物に係る業務委託契約については、平成21年「一般廃棄物運搬処理処分業務事業者選定評価システム」（※2）を整備し、廃棄物の処理を安心して委託できる業者の選定ができる体制を整えました。

※1 入札者指名登録制度：自治法第234条第6項より競争入札に加わろうとする者に必要な資格に関して、あらかじめ審査し、登録する制度。

※2 一般廃棄物運搬処理処分業務事業者選定評価システム：平成21年度に策定した一般廃棄物の処理処分に関して、構成市町の職員で構成される評価検討会議により評価された事業者の中から一般廃棄物処理事業者を選定するシステム。
策定以降2年ごとに評価検討会議を開催し、事業者の見直しを行っている。

イ 本件契約及び現地確認

(ア) 契約の方法

平成3年当時も現在も、委託業務における契約方法は一般競争入札を基本としていますが、組合の一般廃棄物の処理処分委託契約に関してはその業務の特殊性から、処理処分事業者を管轄する自治体との事前協議（廃棄物の品目と量等）を行わなければならないことから、競争入札には適さず、随意契約を行っている状況です。

事業者の選定に関しては、現在は入札者指名登録制度により資格登録を行っていますが平成3年当時は、登録制度がなく個々の事業ごとに各所属で選定し契約を行っていました。

本件契約に関しては、平成3年6月に県南が中央清掃センターに来所してから、内部でどのような検討がなされたかは確認できませんでしたが、当時の事務局長が県南を訪問し会社を確認していました。

その後、役員会で諮った後、管内事務担当課長会議で報告した上で、平成3年11月25日に資料3の様式により伺書を起案し、平成3年11月27日に管理者の決裁がされたことを受けて契約していました。

本件契約書は単価の記載は無く、基本契約の内容であり、処理処分契約と運搬委託契約は単価契約として毎年度当初に契約していました。

(イ) 本件契約書の主な条文

本件契約書（資料5）の内容に関しては、第1条に目的を記載しています。一般的に発注者を「甲」、受注者を「乙」としますが、本件契約書では、発注者である組合が乙となっています。

第2条で契約の範囲として運搬業務を含むことを記載しており、運搬業者は「丙」と記載することになっています。

第4条で期間を15年間とすることを記載しており、この期間は、県南に強く求められたものであることを当時の担当者が裁判の中で陳述しています。

第7条では県南に搬入する数量は、日量30㎡以内とすることを記載しています。

第9条で焼却灰及びコンポストの安全性を守る義務があることを記載しています。裁判において、組合の安全確保義務が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）」の基準か、「肥料取締法」の基準かが争点になりました。

第10条で県南は組合の搬出する焼却灰の検査を公的機関でしなければならないことを記載していますが、裁判において県南は全てのデータを提出しませんでした。

第13条で収集運搬処理料金は毎年契約することを記載しています。

第15条でコンポストは県南の所有物であり、県南の処理場で組合に無償で引き渡した時に組合の所有物になることを記載しています。この条文は裁判で、県南が組合に本件コンポストの引き取りを求める根拠条文としており、この条文の解釈が争点となりました。

第16条でコンポストの使用に関しては協議が必要であることを記載しています。

第17条で組合がコンポストを販売するときは販売契約を結ばなければならないことを記載しています。

第20条で県南の契約解除権を記載しています。

第21条で県南の無催告による契約解除権を記載しています。

第22条で県南が組合に対して損害賠償を請求できることを記載しています。

平成3年当時の契約では、契約書を事業者が用意し、契約することが一般的でありましたが、内容については発注者側で修正をすることが可能でした。しかし、本件契約は早急に処分先を確保する必要に迫られた組合が、契約すること自体に主眼を置いて契約を締結したものと推測されます。

(ウ) 現地確認

本件契約に基づく現地確認は、出張記録等により、数名の職員が現地に毎年赴いたことは確認できますが、何をどのように確認していたのかは、報告書が残存しないため確認することができませんでした。

本件委託業務の仕様書はなく、本件契約書にも現地確認の記載がなかったことから、県南が提示したものだけを確認してきたものと推測されます。平成12年に肥料取締法が改正されていますが、改正後の原料基準である重金属類の溶出基準値とそれまで組合が遵守してきた廃掃法上の溶出基準値は同一であったことから、問題が発生しない限りは現地確認において製品としての重金属類の含有基準の超過について、気づくことがで

きなかつたものと推測されます。

ウ 裁判の経緯

(ア) 裁判に至るまでの委託の状況

県南への搬出を開始した平成4年4月1日から搬出を停止した平成15年8月21日までの約12年間の委託期間における組合の委託管理状況は、出張記録等により年1回現地確認は行っていたものと推測されますが、その内容については資料が残存していないため確認できませんでした。

また、その間の県南との関係においては、平成14年から平成15年にかけて、平成15年度の処理単価引き上げを要求されてはいますが、それ以前は問題となるような事実の確認はできませんでした。

(イ) 裁判に至るまでの県南との協議

県南は、平成14年以降コンポストの重金属含有量が増えたとして、そのことは、組合が搬出する焼却灰の重金属含有量が増加したためであると主張し、平成15年に重金属の低減と処理単価の引き上げを要求し文書での回答を求めました。これに対して、組合は県南との契約を継続するために、平成15年4月14日と平成15年4月30日に「焼却灰、脱水ケーキ処分委託契約に関する今後の対応について」の通知文を送付しました。

組合は、その後、平成15年5月20日付の請求書で平成13年度、14年度分のコンポストの処理費用として7億6406万8140円を要求されましたが、この段階での費用の支出は住民の理解を得ることはできないと判断し、平成15年6月30日に請求に対して拒否をしました。

(ウ) 調停

県南は、平成16年2月20日付で仙台簡易裁判所に本件コンポストの搬出を求めて調停の申立てを行ないました。

本件契約に基づき、組合が搬出した焼却灰を県南が発酵処理して生成したコンポストの引き取り義務の存否と県南の堆肥化システム（ハザカプラント）に対する安全配慮義務違反に係る損害賠償請求について争いました。

組合は、発酵処理したコンポストは全て県南の所有に帰属するものであり、組合が希望した時に、組合は県南から権利として搬出した量を上限としてコンポストの引き渡しを受けることができるに過ぎず、コンポストの処理処分費用は、県南が負担すべきであると主張し、平成17年2月8日に調停は不調となりました。

(エ) 本裁判（地裁）

県南は、平成17年6月27日に本件コンポストの搬出と平成16年4月8日から搬出済み迄1ヶ月10万円の支払及び損害賠償金3億6777万325円の支払並びに仮執行宣言を求めて地裁に提訴しました。本件コンポストの引き取りが義務か権利か、

損害賠償請求の責任の存否、及び県南の債務不履行について争いました。

平成19年11月19日に裁判所からコンポストを組合の費用で全量搬出し、県南は損害賠償請求を全額放棄するという和解案が提示されました。

平成19年12月13日の役員会、平成20年1月21日組合議会において地裁の和解勧告案について受諾することにしましたが、平成20年5月26日に県南から7億円の賠償金を求める和解修正案が出されました。

これを受けて、平成20年6月16日の役員会、平成20年8月25日組合議会で、県南の敷地内にあるコンポストの搬出を組合の費用負担で行なうこと、県南が求める7億円の賠償金については支払いを拒否することを決定しました。

その結果、平成20年9月1日に和解協議は不調に終わり、平成21年2月24日に地裁の判決が言い渡されました。

その内容は、

- ① 組合はコンポストを搬出せよ。
- ② 組合は県南へ平成16年4月8日から搬出まで1か月あたり10万円の金員を支払え。
- ③ 組合は県南へ金5億1635万7801円及びこれに対する平成17年8月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- ④ 県南のその余の請求を棄却する。
- ⑤ 訴訟費用は6分し、その1を組合の負担とし、その余を県南の負担とする。
- ⑥ ①ないし③に限り、仮に執行することができる。

というものでした。

組合は、この判決に対して、本件コンポストの引取義務が組合にあるのか、及びその引き取りに関してお互いに合意があったのか無かったのか、本件コンポストが有価物になっていないことの責任と原因がどこにあったのか、県南が契約上の履行義務を果たしていたかどうか、県南が主張する損害が適正かどうか、これらのことについて事実誤認があると判断し、平成21年3月4日役員会、平成21年3月6日組合議会の議決を経て控訴しました。

(オ) 本裁判（高裁）

組合は平成21年3月6日、県南は平成21年3月10日に高裁に控訴しました。本件コンポストの引き取りが本件契約に基づく義務とするものか、権利とするものか及び本件コンポストの引取義務違反等の債務不履行に基づく損害賠償請求について争いました。

また、県南が予備的に主張する廃掃法に基づく引取請求、土地占有権に基づく妨害排除請求としての引取請求及び継続的不法行為に基づく損害賠償請求について争いました。

平成22年6月21日に高裁から、以下の和解案が提示されました。

- ① 本件コンポストの搬出は組合が行うこと。
- ② 未処理物の処理は県南が行うこと。
- ③ 組合の搬出時には県南が協力すること。

④ 組合は県南に4億円の和解金を支払うこと。

この和解案に対して、県南は、平成22年7月7日に和解金の額が少ないとして和解を拒否したため成立しませんでした。

その後、平成23年5月26日になって県南は改めて同一の内容で和解案を受諾する意向を示しましたが、組合は、裁判上の審議を尽くして判決を待つみの状況であったため、及び、本件コンポストが有価物になっていない以上、引き取る義務はないとして、平成23年6月3日役員会、平成23年6月6日組合議会で和解を受諾しないことを決定しました。

その後、平成23年7月29日に高裁の判決が言い渡されました。

その内容は、

- ① 県南の控訴を棄却する。
- ② 組合はコンポストを搬出せよ。
- ③ 組合は県南へ平成16年4月8日から搬出まで1か月あたり10万円の金員を支払え。
- ④ 組合は県南へ金2億723万9876円及びこれに対する平成17年8月11日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- ⑤ 訴訟費用は10分し、その1を組合の負担とし、その余を県南の負担とする。
- ⑥ ②ないし④に限り、仮に執行することができる。

というものでした。

高裁の判決は、その理由中で、本件契約上、焼却灰搬入に当たって組合に課せられた義務は、廃掃法令上の溶出規制基準値をクリアすることであって、肥料取締法令上の製品規制基準値をクリアすることではなかったと認定しておきながら、他方で、肥料取締法令上の製品規制基準値をクリアしていない焼却灰の搬入を県南は拒絶できると認定（その結果、組合は肥料取締法令上の製品規制基準値をクリアしていない焼却灰を搬入することができない、つまり組合は肥料取締法令上の製品規制基準値をクリアしなければならない義務を負っていると認定していることに等しい。）しているものであり、その認定理由に齟齬があるとして、また、肥料取締法令上の製品規制基準値をクリアしていない焼却灰の搬入の可否についての組合と県南の認識の不一致は本件契約の重要な要素に意思の不一致があるから、その法的効果として、本件契約は成立していないか、もしくは錯誤無効になるはずであるのに、そうならないことについて何らの理由も判示していないので、理由に不備があるとして、組合は、この判決に対して、平成23年8月3日役員会、平成23年8月9日組合議会の議決を経て上告及び上告受理申立しました。

(カ) 本裁判（最高裁）

組合は、平成23年8月10日に、組合の勝訴部分を除き、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求め、最高裁へ上告及び上告受理の申立を行いました。

しかし、最高裁は、平成24年3月2日に上告事件につき上告事由に該当しないとの理由から棄却し、上告受理申立事件につき上告審として受理しない決定をしました。その結果、高裁判決が確定しました。

(キ) 執行裁判（地裁）

県南は、本裁判の高裁判決を受けて、平成23年8月9日コンポスト搬出命令申立と平成23年8月18日代替費用支払命令申立を行い、第三者に搬出を行わせること及びその費用として、47億2087万7700円を組合が支払うことを求めました。

その後、審尋の過程で、県南は自ら搬出作業を行うことを主張しました。組合は、任意履行で自ら搬出することを主張し、判決主文の「搬出せよ」の文言に処理処分が含まれるか、事前調査の必要性、処理処分の方法、搬出費用について争いました。

平成25年1月31日の審尋において、組合は、任意履行で組合が搬出し、県南に和解金を支払うことを提案しましたが県南が拒否しました。

また、地裁からは、県南に搬出の授権を与え、費用は簡易裁判所で即決和解を行う和解案が提案されましたが、組合は、地裁の執行裁判に携わった2人の裁判官が異なる見解（判決主文の「搬出せよ」には、処理処分を含まないとする見解と処理処分を含むとする見解）を示したことから、高裁の判断を仰ぐ必要があると判断し、抗告を条件としたため、県南が和解を拒否しました。

その後、平成25年3月29日に地裁の決定がなされました。

その内容は、

- ① 県南は本件コンポストを組合の費用で搬出する事ができる。
- ② 組合はあらかじめ県南に47億円を支払え。

というものであり、47億円は処理処分費用を含めたものでした。そこで組合は、平成25年4月1日役員会、平成25年4月3日組合議会の議決を経て執行抗告しました。

(ク) 執行裁判（高裁）

平成25年4月5日に組合が、平成25年4月8日に県南が執行抗告を行いました。

本件コンポストを処理処分する廃掃法令上の組合の義務についての代替性の有無、処理処分の方法、搬出費用について争い、平成25年11月15日に高裁の決定がなされました。

その内容は、

- ① 双方の執行抗告を棄却する。
- ② 執行抗告費用は各自の負担とする。

というものでした。

(ケ) 許可抗告

執行裁判において、高裁決定後、最高裁へ上訴する場合は、高裁が認めた場合に最高裁への上訴が認められるため、組合は、債務名義（本裁判の高裁判決主文）の範囲を逸脱していること及び行政庁の固有の事務である処理処分義務について代替性を認めたこと、組合の任意履行に関して誤認があることを理由として、平成25年11月25日の役員会、組合議会の議決を経て、同日に最高裁への抗告許可申立を高裁に行いました。

しかし、平成26年1月6日不許可となりました。

(コ) 仮処分命令申立

本件コンポストの搬出について、組合は、自ら任意に搬出することを主張しているにもかかわらず、県南は拒否していたため、本件コンポストを引き渡すように、平成25年4月27日役員会を経て、平成25年5月31日仮処分の申立を地裁に行いました。

しかし、平成25年11月15日に執行裁判につき高裁の決定がなされたことを受けて、仮処分命令申立は、平成26年1月17日に保全の必要性がないとして却下されました。

(サ) 請求異議訴訟

組合の任意履行による弁済の提供は請求異議事由となり、県南の敷地内へ組合が立入ることを県南が拒否していることは県南の受領遅滞であるとして、本裁判の高裁判決正本に基づく執行権の排除を求め、平成25年7月31日役員会、平成25年8月12日組合議会の議決を経て、同日地裁に請求異議の訴えを提起しましたが、平成25年12月18日に訴えを却下する判決が言い渡されました。

地裁の却下判決に対して、組合は、債務履行に必要な準備をすべて整えたにもかかわらず、県南が受け入れないことは請求異議事由になるとして平成25年12月23日役員会、平成25年12月27日組合議会の議決を経て、同日、高裁へ控訴しました。

その後、執行事件に関して下記(シ)記載の和解が成立したことにより平成26年5月2日に取り下げました。

(シ) 和解

平成25年11月15日に執行裁判の高裁決定がなされ、平成25年11月26日に債権差押命令書が足利小山信用金庫に送達された後、県南は、平成25年12月17日、組合から前払金47億円を取り立てました。これにより、県南は、処理処分の原資を確保しましたので、すぐにも処理処分に着手できる状態になりました。

組合は、県南が処理処分に着手できる状態になったことを受けて、県南がこのまま処理処分を進めた場合、最終的に、既に取り立てられた前払金47億円にとどまらず、さらに多額の費用の支払いを追加請求されるのではないかと強く懸念しました。県南は、裁判では5,000㎡の遮断型埋立処分場への処分費用13億6132万5000円及び59,000㎡の管理型最終処分場への処分費用58億1961万6228円の合計71億8094万1228円(消費税5%込)を組合に対して請求しており、この請求額と前払金47億円との間には、24億8094万1228円に及ぶ差額がありました。組合は、県南が処理処分終了後に実際にかかった処理処分費用と前払金との差額としてこの24億8094万1228円相当を組合に対して追加請求してくるのではないかと懸念しました。

さらに、県南は、裁判で、組合に対し、以上のような処理処分費用に加え、本件コンポスト撤去後の土地の汚染を除去する原状回復費用として、3億2070万9063円(消費税5%込)も請求していました。そのため、組合は、県南が処理処分終了後に組合に対してこの3億2070万9063円相当も請求してくることを懸念しました。

しかも、判決によって、本件コンポストの搬出が完了するまでの間、組合が県南に対して毎月10万円の損害金を支払う義務が認定されていました。そのため、組合は、県南による搬出が完了しない限り組合が支払わなければならないこの毎月10万円の損害金が大きく膨らんでいくことも懸念しました。

このように、組合は、処理処分や原状回復の主導権を県南に委ねた状態で時間をいたずらに経過させてしまったのでは、県南に追加して支払わなければならない金額が膨大になっていくおそれがあるという懸念を抱きました。組合は、こうした懸念を踏まえ、県南との紛争を合理的な内容でかつ出来る限り速やかに解決することで、県南に対する追加支払い金額を出来る限り抑える必要があると判断しました。そこで、組合は、県南に対し、和解による早期の解決を打診しました。

これに対して、県南は、平成25年12月12日付け「和解案骨子のご連絡」として、組合に対し、

- ① 組合が県南に対し和解金64億2465万円を一括で支払う。
- ② 組合が県南による処理処分・搬出の代替執行を認める。
- ③ 組合が県南に対する請求異議訴訟を取り下げる。

という条件であれば、それ以外には相互に一切の債権債務関係はないという清算合意を含んだ和解に応じる用意があると回答してきました。

組合は、この県南からの和解案に対し、①の和解金について、支払済みの47億円として追加支払いを拒否する姿勢で臨みましたが、県南も、当初は提示額である64億2465万円を譲らないという強い態度でした。そうした攻防の中で交渉を進めた結果、和解金の金額について、県南が58億円まで減額する譲歩を示しました。さらに、組合が県南に譲歩を求めたところ、和解金の金額について、県南は、組合が支払済みの47億円に追加して7億円を3年間の分割で支払うという総額54億円の支払いで受諾すると譲歩してきました。

組合は、総額を54億円まで下げ、しかも、追加支払分である7億円については3年間の分割払いを認めるという和解金支払いに関する県南の譲歩を受けて、以下のような点も考慮した上で、紛争を長期化させて県南に対するこれ以上の不測の追加支払いを余儀なくされることを避けるためには、この和解案を受け入れることが合理的であると判断しました。

組合は、和解に基づく解決によって、一般廃棄物に対する地方自治体としての責任を本件コンポストについて負い続けることになってしまうおそれが高いという懸念から解放されるという点を最も重視して、和解案を受託しました。つまり、組合は、和解を成立させて県南に宮城県内での最終処理を進めてもらうことで、宮城県から産業廃棄物として取り扱われ、組合の責任を払拭できるという点を重視して、和解案を受託しました。

本件コンポストは、産業廃棄物である宮城県下水道公社の下水道汚泥と一般廃棄物である組合の焼却灰の混合物なので、組合は、本件コンポストについて、産業廃棄物か一般廃棄物かの認定がされないままで最終処分場に埋立処分された場合、一般廃棄物として取り扱われ、一般廃棄物に対する地方自治体としての責任を永久的に負担し続けなければならないおそれが高いと懸念しました。組合は、万一、最終処分場において、何ら

かの問題が生じて、本件コンポストの撤去が必要となった場合、一般廃棄物に対する地方自治体の責任として、撤去する責任を負担しなければならないという不安を抱きました。

以下のように、産業廃棄物と一般廃棄物とでは、その廃棄物に関する最終責任を負う主体が異なっています。「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物」や「輸入された廃棄物」をいい（廃掃法第2条第4項）、「一般廃棄物」とは、この「産業廃棄物」以外の廃棄物をいう（廃掃法第2条第2項）とされており、「産業廃棄物」については、その廃棄物を生じさせた事業の主体である事業者が最終責任を負う（廃掃法第3条）のに対して、「一般廃棄物」については、その処理・処分に民間業者が関与した場合であっても、市町村が最終責任を免れることはできないと理解されています。行政通達も、「法においては、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(以下「処理」という。)は市町村の固有事務とされ、市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「処理業者」という。)が一般廃棄物の処理を行う場合にあっても、業の許可制度、委託の禁止、名義貸しの禁止等の規定の趣旨にみられるとおり、市町村の処理責任の原則の下、処理の委託者及び受託者が市町村の監督下で適正な処理を行うことを原則としている」(各都道府県一般廃棄物処理行政担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知平成11年8月30日付け衛環72号)としています。

しかも、一般廃棄物に対して地方自治体が負担する責任は、永続的かつ無限なもので、その経済的負担も莫大なものとなるおそれが高く見込まれます。具体的には、平成14年に倒産した福井県敦賀市の民間ごみ最終処分場キンキクリーンセンターが汚染有害物質を漏出させたことについて、この最終処分場に一般廃棄物を持ち込んでいた各地方自治体が総額95億円に及ぶ賠償責任を追及されている例もあります。組合は、こうした事例を念頭に置き、本件コンポストが一般廃棄物と認定された場合には、組合が永続的に無限責任を負い、莫大な経済的負担を余儀なくされるという懸念を抱きました。

そうした中で、本件コンポストの所在場所での廃棄物処理に関する監督官庁である宮城県は、当初、本件コンポストが産業廃棄物と一般廃棄物の混合廃棄物であると認定し、組合に対して、一般廃棄物としての処理計画の提出を求めていました。これに対して、組合は、県南による処理処分に対して自ら関与できない状況にあったことから、組合の責任において処理することが不可能であるとして、計画の提出を拒否していました。

しかし、組合が県南との和解交渉に当たっているなかで、宮城県は、組合に対し、本件コンポストを宮城県内で処分する場合に限り、本件コンポスト全体を産業廃棄物として取り扱う旨の見解を示しました。しかも、宮城県は、県南に対して県内処理を指導していく意向も示しました。組合は、このように宮城県内で処理される限り一般廃棄物としては取り扱われないとされたことを受けて、和解を成立させて県南に宮城県内で本件コンポストの最終処分を進めさせ、組合が本件コンポストについて一般廃棄物に対する地方自治体としての責任を負うおそれを払拭するのが合理的であると考え、和解を積極的に進めるべきであると判断しました。

また、組合は、和解金の金額・支払い方法について、県南から一定の譲歩を得られた

ことを受けて、和解案を受諾することとしました。組合は、県南が組合としても見積もっていた最終的な処分費用 5 2 億円と県南が主張していた撤去後の原状回復費用 3 億円の合計 5 5 億円を下回る総額 5 4 億円にまで和解金額を譲歩し、しかも、追加支払分について 3 年間にわたる分割払いを認めたことから、金額・支払方法の点でも和解案が合理的であると判断しました。

最終的に、組合は、平成 2 6 年 4 月 3 0 日の議会による承認議決を受けた上で、和解を成立させました。(資料 6)

(2) コンポストについて

ア コンポストとは何か

コンポストとは、一般的に生ごみ・下水道汚泥などが原料の有機肥料のことです。

組合は、裁判においてコンポストを肥料取締法上の特殊肥料（※1）であると主張しています。

特殊肥料は、品質の保全や公正な取引の確保のため特別な措置を要しないことから、生産者が都道府県知事に届け出ればよく、普通肥料は、公定規格が定められており、含有すべき肥料成分の最小値、有害成分の含有許容値その他の制限値が肥料の種類ごとに定められており、種類ごとに登録が必要になります。

平成12年肥料取締法改正前の重金属の規制は乾物1kgあたりに対する含有量濃度で、ひ素50mg/kg以下、カドミウム5mg/kg以下及び水銀2mg/kg以下の基準値で製品に対する規制でした。

平成12年法改正において、汚泥発酵肥料が特殊肥料指定から外されたことを受け、普通肥料の規制を受けることになりました。製品規制にニッケル300mg/kg以下、クロム500mg/kg以下、鉛100mg/kg以下の基準が追加されました。また、原料規制として溶出試験（※2）で検出される重金属濃度が追加されましたが、この基準値は、廃掃法の基準値と同一でした。

※1 特殊肥料：肥料取締法においては、肥料は特殊肥料と普通肥料に分類されており、特殊肥料は、米ぬか、魚かすのような、農家が五感によって識別できる単純な肥料や堆肥のような肥料の価値又は施肥基準が必ずしも含有成分量のみ依存しない肥料で、農林水産大臣が指定した肥料をいい、特殊肥料に指定されていない肥料を普通肥料といいます。（以上、ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版社団法人全国都市清掃会議発行より抜粋）

※2 溶出試験：金属等を含む産業廃棄物に係り判定基準を定める総理府令の規定に基づき、環境庁長官が定めた「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日号外環境庁告示第13号）であり、基本的には対象となる廃棄物を粉碎して、10倍量の水（PH5.8以上6.3以下に調整したもの）を加えて6時間浸透、ろ紙でろ過した溶出液に溶出した重金属濃度を分析する試験方法。

イ 焼却灰はコンポストになるのか

コンポストは、有機系の廃棄物を発酵させて作る肥料ないし土壌改良剤です。したがって、ほぼ全量が無機物である焼却灰からコンポストを作ることはできません。

しかし、平成3年当時の組合は、焼却灰からコンポストを作ることができると信じていました。

組合は、当時、県南から焼却灰をコンポストにするという説明を受けたと認識しています。もっとも、当時、組合が県南から示されたパンフレットには、ハザカプラントで堆肥化する対象物について、「有機性排出物」と記載されており、当時、県南が組合に対して焼却灰をコンポストにできるという説明を実際にしたのか否か、実際に説明したとすると、具体的にはどのような内容であったのかについては、確実な資料が残されておらず、確認することができませんでした。

組合は、焼却灰からコンポストを作ることができると信じた根拠について、

- ① 県南のパンフレットに記載されていた処理方法や生成された肥料等の内容から感じたプラントの性能に対する高い評価。
- ② 最終処分場を必要としないリサイクルという説明であったという認識。
- ③ 発酵学の権威として知られていた学者も県南のPRビデオに出演していたこと。
- ④ 組合の焼却灰と混合する相手側が公的な機関である宮城県の下水道公社の汚泥であったこと。
- ⑤ ハザカプラントが特許（昭和63-147887）を取得済であったこと。

などを挙げています。

ウ 裁判上での本件コンポストの扱い

県南は、裁判においては、本件コンポストについて「焼却灰を発酵堆肥化处理することにより併せて投入される有機性物質の発酵による大量の微生物が焼却灰に含有されることになり、灰分からなる無機性物質の焼却灰が、大量の微生物を含有し植物の生育に適する肥沃な土壌に転嫁されることになる。」と主張しています。これに対し、組合は、本件コンポストが肥料取締法上の特殊肥料であると主張しています。

焼却灰からコンポストを生成できるのかということについては、県南は、裁判では、原理的に生成できるという主張を前提として、実際に平成13年までは有効なコンポストを生成できていたと主張しています。

これに対し、組合は、裁判時には、原理的には「ほぼ全量が無機物である焼却灰からコンポストを生成することは不可能である」という認識を有していました。しかし、訴訟における戦略として、こうした認識に基づき、本件契約が当初から不可能なことを内容とするものであったという立場から主張を展開するのが得策であるかについて検討しました。焼却灰からコンポストを生成することがそもそも不可能であると主張すると、本件契約が原始的不能（※）だったことになり、その結果、焼却灰の形状が変わったものとしての本件コンポストの引き取り義務を組合が負うことになってしまうと考えられます。これは、引き取り義務を負わないとする組合の基本的姿勢に反することになります。そこで、組合は、本件契約が原始的不能であったという主張を中核とはせず、県南

が本件契約に基づく堆肥化の義務を履行していなかったという主張を中核とすることを
選択しました。ただし、組合は、本件契約について、県南による堆肥化義務が重要な要
素となっていたにもかかわらず、県南がこれを履行しなかったという債務不履行責任が
重大であることを強調するため、「焼却灰からコンポストを生成することが不可能である
ならば本件契約には意義がない」（第1審被告最終準備書面27頁）にもかかわらず、「本
件契約当初から焼却灰がコンポストに生成されることはなかった」（前同36頁）という
主張も展開しました。

本裁判の地裁において「組合がコンポストを搬出せよ」との判決を言い渡されたため、
高裁においては、主位的には堆肥化の義務が履行されていない本件コンポストの引取義
務がないという主張を維持しつつ、予備的には本件契約の原始的不能についても追加主
張しました。しかし、予備的主張については判断されませんでした。

※ 原始的不能 : 債権が成立する前からあるいは債権が確定する以前に、その履行が
不可能になっていること。

3. 事実経過を踏まえた問題点

委員会は、「1. 本事案の事実経過」及び「2. 事実関係の確認」に述べたように本事案の背景や経過について調査を進めてきました。

そこで指摘しなければならないことは、そもそも焼却灰からコンポストを作り得るのかということです。

コンポストは有機系の廃棄物を発酵させて作る肥料もしくは土壌改良剤です。したがって、ほぼ全量が無機物である焼却灰からコンポストを作るということは到底考えられないこととなります。

当時の県南のハザカプラントのPR用のパンフレットを見ると、ハザカプラントで堆肥化する対象物は「有機性排出物」と書かれています。

また、組合と県南の契約書(資料5)においても、第1条で「…ハザカプラント(有機性廃棄物の高速堆肥化処理法とその発酵堆肥化装置)を使用して、乙の発生する廃棄物(廃棄物の内容は別に定める)を処理することを約束し、…」とあり、第6条では「…甲の所有するハザカプラントに搬入処理するものは焼却炉により発生した(含水率 %以下)のみとし、…」としており、焼却灰を堆肥化するという記述はいずれの文書にも見当たりません。

組合は、県南から焼却灰をコンポストにするという説明を受けたため、これで焼却灰の処分先を確保できると判断し契約に至ったとの認識です。

しかし、県南が焼却灰をコンポストにできることについてどのような説明をしたのか、また組合がそれをどのように理解したかについては、20年以上前のことであり、それを証する文書は見つけれませんでした。

本件契約が締結された平成3年当時、焼却灰の最終処分場への搬入を断られ、ごみ処理に支障を来し、住民生活に重大な影響を与えかねない事態が差し迫っている状況の中で、県南との契約に踏み切った組合の判断は必要性を優先したと考えるところです。

しかし、委員会としては当時の組合の組織及び職員に以下に述べるような課題があったと考え検討しました。

(1) 組織上の問題

ア 事務管理上のチェックについて

当時の組合は、各所属で起案し、所属長、事務局長、副管理者、管理者の決裁を受け、業務を執行していました。また、本件契約は、関係市町に対しても、起案する前に管内事務担当課長会議で報告されていました。

このことから本件契約の決裁は事務手続き上、形式的には問題なく実施されていたと言えます。

しかし、焼却灰の処分先の確保という契約の必要性を主張するあまりに、その契約の許容性、合理性の確認が十分でなかったことから、決裁者のチェックが甘かったということが推測されます。

イ 契約・実施・検査について

現在は、入札・契約を専門に担当する部署を設置していますが、平成3年当時は、各所属で契約・実施・検査を行っていました。本件契約においても、実施主体である中央清掃センターが、契約・実施・検査の全てを行っていたことから、第三者的立場での契約に対する冷静な確認検討の視点に欠け、契約書の内容を十分に精査していなかったと考えられます。

ウ 事業者の精査について

平成3年当時は、各所属に事業者選定の権限が与えられていました。このことから所属では現場の必要性を優先して容易に事業者を選定することができていました。そのため契約内容の精査に関して詳細な検討がなされておらず、不十分であったと考えられます。

エ 組合議会との連絡調整について

議会との関係では、地方自治法第96条により、予算・決算・条例に関する事項等は議会の決議を得ることが定められています。本件契約に関しては、予算における議会への説明の中で、焼却灰の処分先の確保ができたとの報告をしています。しかし、新しい処理処分である本件契約の重要性に鑑みると概略のみの説明では不十分であったと考えられます。

(2) 人材育成上の問題

ア 知識・経験について

(ア) 契約締結前に慎重になるべきでしたが、処理処分の方法の有効性、確実性に関して、常に情報を交換する機会を設けておらず、国や県に意見を求めていませんでした。

本件契約の締結に際しても、契約書の作成、内容についての適切な審査がされておらず、例えば、契約の受注者である県南を「甲」とする県南が起案した契約書案をそのまま受け入れていました。

その上、事業者との交渉にあたって担当者が全ての交渉を行っていたことから、県南の再三にわたる要求に対して常に受け身の対応となっていました。

また、事務管理上においても、長期にわたる契約であったことから、本来、債務負担行為が必要と考えられるところですが、当時の組合は、本件契約を単年度の単価契約と捉えたことから、債務負担行為に当たらないと判断したと思われる。そのため議会へは予算の説明のみで終えており、議会から適切に精査を受けようとする姿勢に欠けていました。

(イ) 平成3年当時、組合は、一日平均で約22tの焼却灰を搬出しており、処分場が確保できない状況が数日続けば、敷地内に焼却灰が山積みになり、廃棄物処理を停止せざるを得ない切迫した状況に置かれていました。このため、県南の提案を受け入れてしまったと推測されます。

契約前に会社に赴き運転状況等の現地確認は行っていますが、近隣自治体や先進事例を調査した記録はなかったことから、そのような状況であっても、事業者の適性及び処理方法の有効性を適正に調査すべきでした。

(ウ) 一般的に一部事務組合は各構成市町からの出向職員と組合が採用した組合の事務に専従する組合職員で複合的に構成される場合が多く、組合も同様の構成でした。

本件契約当時、組合の管理監督職員は、構成市町からの出向職員で占められており、これらの職員は数年で出向元の市町へ戻るため継続的な業務から習得する経験や専門的知識が不足していました。

イ 廃棄物行政機関としての意識について

(ア) 本件契約は、コスト縮減も契約締結の理由の一つとしていますが、廃棄物行政機関として排出者責任を伴う一般廃棄物の処理処分に関しては、より安全で確実な処理処分方法を選択すべきでした。

契約においても、公的立場からリスク管理ができるよう発注者として指導的立場で契約を締結すべきでした。本件契約においては、組合が主導的立場をとることができていなかったと考えられます。

また、契約時には、組合と同じように最終処分場を有しない自治体との情報の共有、処理処分方法の先進事例の調査検討が不十分でした。

(イ) 組合は、県南の要求に対して、平成15年4月14日と平成15年4月30日に「焼却灰・脱水ケーキ処分委託契約に対する今後の対応について」という通知文にて、要求に応じた内容の文書を送付しています。

裁判上の関係者の陳述をみると、当時組合は日々の廃棄物の処理・処分を停滞させないために、県南との本件契約を継続することに主眼を置いていました。組合は、平成15年度の単価契約を早急に締結する必要に迫られ、県南の要求に応じて、重金属の低減化とコンポストの使用についての通知文を平成15年4月14日に事務局長名で送付しました。しかし、組合は、県南から文書内容修正の要求があり、組合に引き取り義務があるかのように読めるような修正をした通知文を平成15年4月30日に送付しました。

こういった通知文を組合が送付したことは、住民の生活に直結する廃棄物の処理・処分を停滞させないという一念から行ったものであると考えられるとしても、行政機関として公文書の取扱いに要求される慎重さを欠いていたと評価せざるを得ないと考えられます。

(3) 訴訟上の問題

ア 訴訟における応訴対応に不合理はなかったか

裁判においては本件契約が有効であるとの前提に立って、組合の本件コンポストの引取義務について争われました。

しかし、焼却灰からコンポストを生成することが不可能であるとする、本件契約は、実現可能性のない履行内容を定めたものとして原始的不能と言えます。その場合、本件契約自体が無効であったと主張し、損害賠償責任を問うことで解決すべきでなかったかという疑念が生じます。

判決書だけを見ますと、組合において、本件契約が無効であることを前提とした主張・反論をしていたかが判然としませんが、訴訟における組合の主張書面を見ますと、第1審においても、「焼却灰からコンポストを生成することが不可能であるならば本件契約には意義がない」(第1審被告最終準備書面27頁)、「本件契約当初から焼却灰がコンポストに生成されることはなかった」(前同36頁)という趣旨の主張がなされております。また、控訴審では、本件契約が原始的履行不能として無効となることを前提とした主張を予備的主張として明示的に展開している(控訴審被告第2準備書面26頁以下)ことが認められます。

このようなことから、訴訟における組合の応訴姿勢として、本件契約が無効であることの主張も展開されており、応訴姿勢に不合理があったとまでは言えないと考えられます。

イ 和解を選択した判断及び和解内容に不合理はなかったか

組合は、執行裁判で、前払金47億円の支払いを命じられ、平成25年12月17日、県南からその取り立てを受けて実際に支払っています。にもかかわらず、この支払済みの47億円に加えて7億円を支払うという総額54億円の和解を締結したことについて、和解を選択したこと及びその和解金額を受諾した組合の判断に不合理な点がないかを検討しました。

組合は、和解を選択しない場合に生じる懸念や和解案を肯定すべき事情として以下のような点を指摘し、これらの懸念を払拭し、また、積極的事情を活かすためには、和解を選択した判断はやむを得ないものであったと説明しています。

- ① 本件コンポストについては、産業廃棄物と一般廃棄物の混合物であるとされていたため、産業廃棄物として取り扱われるとされた宮城県内で県南が処理処分しなければ、組合が一般廃棄物に対する地方自治体としての責任を永久的に負い続けるおそれが高かったこと。
- ② 判決で認定された本件コンポストの搬出対象範囲は約65,000㎡であり、この体積を基礎として処分・搬出費用が計算されていたものの、実際に処分する場合には処理方法及び搬出対象の比重等によって、処分・搬出費用の計算が変化し、高額化した金額が算出されるおそれがあったこと。
- ③ 解決が遅れることにより、毎月10万円損害金の支払いを継続しなければならなかったこと。

- ④ 組合としても最終処分費用に52億円を見積もっており、これに県南が主張する撤去後の原状回復費3億円を加えると55億円となるところ、県南にこれを下回る54億円という金額にまで譲歩を得られたこと。

こうした懸念及び肯定的評価は現実的なものであり、これらの事情を重視して、敗訴が確定していて楽観的な予測ができない中で、これ以上の県南に対する追加支払いを避けるために和解自体および54億円という和解金額を受け容れた組合の判断が不合理であったとは評価できないと考えられます。

4. 再発防止に向けた今後の取組

本事案に関しての問題点を踏まえ、委員会としては以下に示す再発防止の取組を提言します。

(1) 組織について

ア 事務管理上のチェック機能の強化

本事案の一連の問題の発生の大きな要因として、契約締結時に契約書の条項の確認が不十分であったことが挙げられます。

契約書の条項に不明確な文章があれば、後に契約上の問題に発展しかねないため、特に契約に関する事務決裁に関しては、疑問点や不明確な部分について、担当者の説明を受けるとともに、必要に応じて法務担当者の見解を求めるなどして、十分なチェックを行うべきです。

イ 契約・実施・検査担当部署の分離

本件契約では契約段階・業務の実施段階・業務の検査段階において第三者の判断というものが欠如していたと言えます。その観点から照らしてみれば、現在は、入札・契約を専門に担当する部署が設置されており、業務を実施する部署のみの判断で事業者と契約することができないようになっており、第三者のチェックが働いています。今後もこの体制を継続維持し、必要に応じて見直し・強化を実施することが必要です。

ウ 事業者の精査

事業者の選定については、事業者の情報を十分に収集する必要があり、特に不確定要素が多い新しい処理方法については詳細に情報を収集する必要があります。

現在では、適正な優良事業者と契約するために評価システムを採用していますが、より適正に評価するため、学識経験者の意見を求めることができるように、評価システムを強化すべきです。

エ 組合議会との連絡調整の強化

組合が行うごみ処理事業は広域的かつ特殊性があるうえ、住民に深く関わる業務であるため、新しい処理方法を採用する場合などの一般廃棄物処理業務委託契約の締結や単価契約であっても複数年契約するような案件については、重要案件として、議会のチェック機能が発揮できるように報告を行うべきであると考えます。

(2) 人材育成について

ア 知識・経験不足の解消

(ア) 現在では、契約書は組合独自の契約書式を使用していることで、契約におけるリスク管理が行われています。今後の新規契約に際しても、この組合独自の契約書式を使用するとともに、契約書及び業務仕様書の内容を精査するために、必要に応じて法務担当者並びに弁護士等と協議するべきと考えます。

担当職員は、国・県・関係機関などの研修を積極的に受講し、事務管理能力の向上に努めるとともに、他の自治体と連携して、情報の収集・発信を相互に行うことで、多方面から組合の廃棄物処理を常時客観的に検証できる状況にしておく必要があります。

(イ) 組合が行うごみ処理事業は広域的かつ特殊性があるうえ、住民に深く関わる業務であるため、新規事業者への対応として、国、処分場の管轄都道府県、近隣自治体などから積極的に情報収集を行う必要があります。また、廃棄物処理の安定と安全を確保するために、複数の優良事業者と契約するべきと考えます。

(ウ) 組合に専従する職員は、廃棄物処理に係る専門職員として、一層の業務経験や専門知識を習得・蓄積するべきです。そして、それらの知識・経験を組合全職員で共有化して有効に機能させ、組合組織全体の知識向上、経験蓄積を図る必要があります。

さらに、育成された組合に専従する職員が、責任ある立場で専門的見地からの意見が述べられる組織づくりをするべきです。

イ 廃棄物行政機関としての意識強化

(ア) 一般廃棄物処理については、その責任を市町村が全面的に負うとされていますが、そこでの業務が多岐多様にわたることからも、逐一適正な判断が求められます。そのため、国・県及び近隣自治体等と情報共有を図り、常に他の組織体と連携できる体制を築く必要があります。

また、事業者との契約に際しては、公的機関としての責任を認識し、組合の契約書式を使用することを徹底しなければなりません。特に一般廃棄物処理契約においては、平成26年10月8日付、環廃対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用について」で示されているように、価格の安さのみならず、「適正処理」を重要視すべきです。

(イ) 行政機関が発行する公文書は、社会的な信頼性も高く、社会に与える影響も大きいものです。その信頼性を維持するため、内容については精査を行い、慎重を期した取扱いをするべきです。

資料1

金額の推移

コンポスト搬出主体と搬出処理費用の推移

期日	事項	提案者	搬出処理費用
H23.8.18			4,720,877,700 円
H24.10.11	執行裁判	県南	5,727,164,279 円
H24.12.20			6,361,970,493 円
H25.1.25			7,180,941,228 円
H25.3.29			執行裁判における決定
H25.12.12	和解案骨子 (県南主張)	県南	6,424,650,000 円
H26.4.30	和解成立		5,400,000,000 円

仙台地方裁判所判決の損害金

項目	県南の主張した額		仙台地裁判決
組合との取引上の損害額	1,365,855,000 円	→	0 円
下水道公社との取引上の損害額	1,359,407,000 円	→	116,278,024 円
宮城県下水道公社に対する違約金	17,048,325 円	→	11,933,827 円
※賃料相当損害費	10 万円/月 円	→	10 万円/月 円
改善命令工事費	38,480,925 円	→	10,645,950 円
処理後物保管作業費	1,508,325,000 円	→	357,500,000 円
発酵槽入替作業費	183,592,500 円	→	0 円
土壌回収作業費	28,037,310 円	→	0 円
弁護士費	300,000,000 円	→	20,000,000 円
((※を除く) 損害額合計)	(4,800,746,060) 円		
内、損害賠償請求額	3,167,770,325 円	→	516,357,801 円

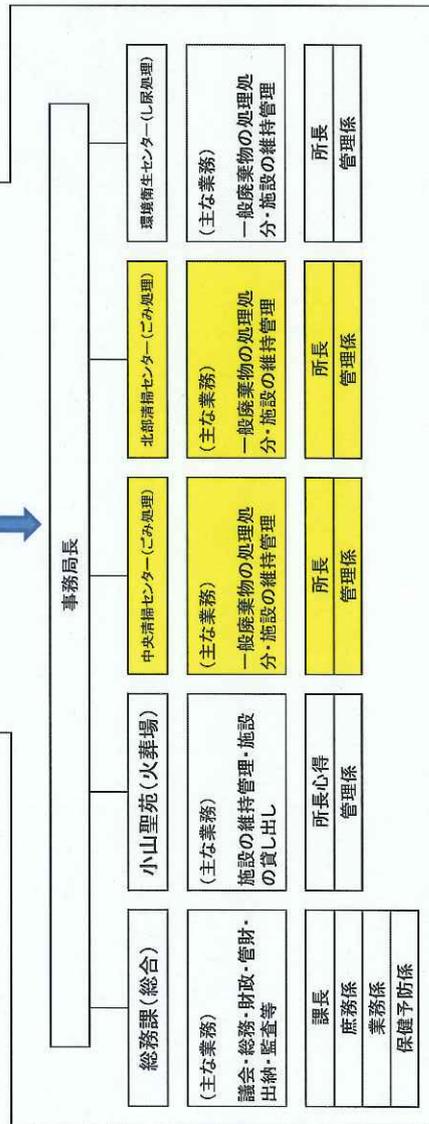
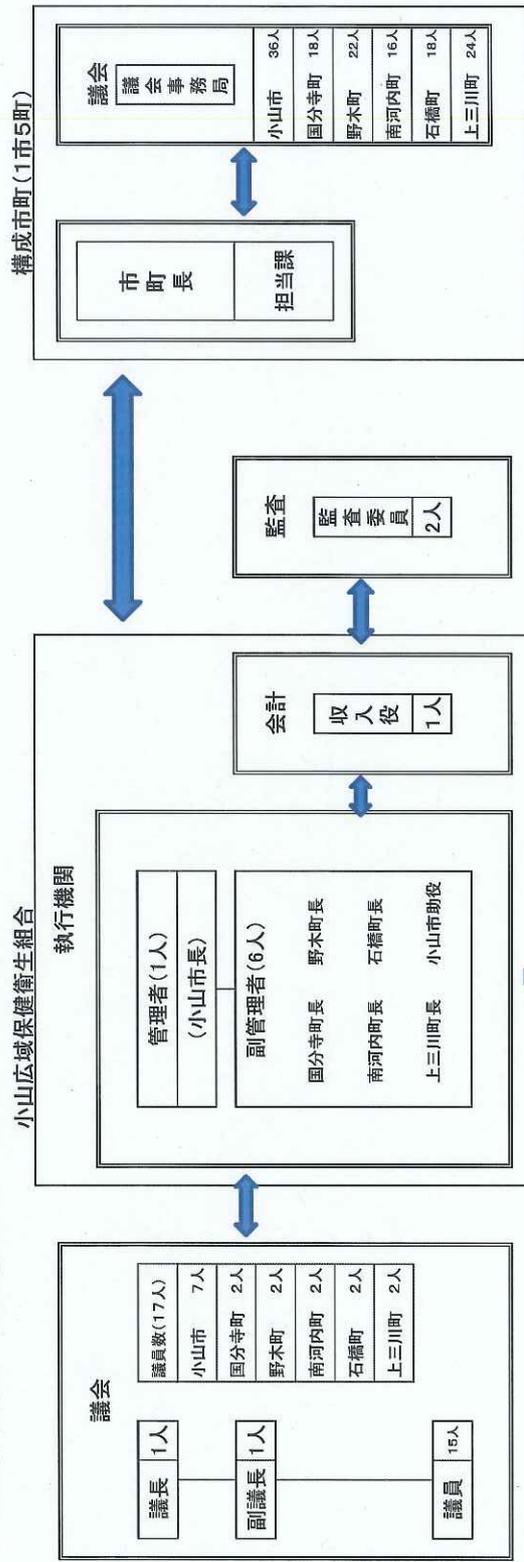
仙台高等裁判所判決の損害金

項目	県南の主張した額		仙台高裁判決
1 コンポストの保管場所確保費用	10 万円/月 円	→	10 万円/月 円
2 コンポストの保管作業費用	357,500,000 円	→	6,000,000 円
3 改善命令工事費	15,208,500 円	→	7,604,250 円
4 発酵槽入替作業費	183,592,500 円	→	0 円
5 土壌回収作業費	28,037,310 円	→	0 円
6 下水道公社との取引損害	1,376,455,325 円	→	166,111,464 円 (違約金) 8,524,162 円
7 本件契約の履行利益の請求	1,365,855,000 円	→	0 円
8 弁護士費用	300,000,000 円	→	19,000,000 円
((1を除く) 損害賠償額合計)	(3,626,648,635) 円		
内、損害賠償請求額	3,167,770,325 円	→	207,239,876 円

※2～8 について県南はH17.8.11 から年6分の遅延損害金も合わせて主張している。

資料 2

小山広域保健衛生組合機構(平成3-4年度)



※ 小山広域保健衛生組合は、地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合であり、市町村がその事務の一部を共同処理するため、独立した議会を有する特別地方公共団体である。

ごみ焼却灰最終処分地

富城県内の業者と委託

近く契約、従来よりの割安

小山広域保健衛生組合

小山、小山、野木、国分寺、鹿沼の二市三町のごみ処理を手掛けている小山広域保健衛生組合は四月から、ごみの焼却灰の最終処分をこれまで福井県敦賀市の民間業者から富城県内の業者へ切り替える委託する。新しい受け入れ先となる業者は、焼却灰を原料にたい肥を製造しており、ごみの再資源化に役立つ。ごみ処理委託料も従来より約二割も安くなるという。

同組合は中央道津カマノと北部道津カマノの二カ所へ排出される焼却灰を破砕後の不燃物の最終処分を昭和十三年から敦賀市内の民間業者に委託。同市内の処分場に搬入していた。

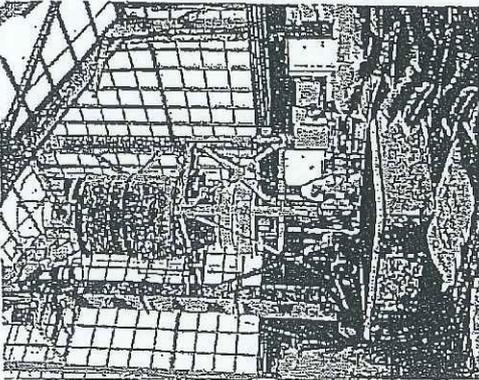
しかし他県からの委託におよび反対する住民運動が盛んとなり、昨年初めから同市や議会の代表が度々小山を訪れ、搬入停止を申し入れ、同組合も数回にわたる最終処分を受け入れ先を探していた。

新たな受け入れ先となる業者は富城県農田郡村田町にある廃棄物処理業者「東洋衛生工業」。同組合との間でこのほど基本合意を取り付け、今月末にも正式に契約を結ぶ。

この業者は下水処理장에서生じる汚泥と焼却灰を原料にたい肥を製造する有機性廃棄物のリサイクルプラントを開発。このたい肥の原料として同組合で排出される焼却灰を長期に供給する。でき上がったたい肥の一部は同組合に無償で贈与されるという。ごみ処理の委託料も従来より10%近くも安くなる。二日当たりの焼却灰の

排出量は現在、西道津カマノ一合では約二十トンに上るが、新年度もこのまま維持する。年間約一億円の節約につながるという。不燃物についても現在、別の処理業者と交渉を進めており、近く契約にきつければ見通し。

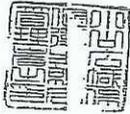
組合管理の船田小山市長は「ごみの処分は頭を悩ませたが、富城県の業者はリサイクルを手掛けており、まさに二石二鳥だと語っている。



小山の焼却灰を原料にたい肥を製造する業者の工場

147 119 3. 3

廃棄物処理契約書



(株) 県南衛生工業
宮城県柴田郡村田町 TEL 0224(83)4319

廃棄物処理契約

第 1 章 総 則

第 1 条 (処理契約の目的)

株式会社県南衛生工業(以下甲という)は小山広域保健衛生組合(以下乙という)に対して、ハザカプラント(有機性廃棄物の高速堆肥化処理法とその発酵堆肥化装置)を使用して、乙の発生する廃棄物(廃棄物の内容は別に定める)を処理することを約束し、乙はこの契約条項を守り、両者は協同してこのプラント処理を継続的に遂行することに合意した。

第 2 条 (契約の範囲)

- (1)甲は乙より発生した廃棄物の運搬処理
- (2)甲、乙の契約と同時に乙は収集運搬業者(丙)が存在する場合には収集運搬三者契約を結ぶものとする。

第 3 条 (契約の種類)

- (1)甲と乙の契約は廃棄物の種類と数量及び料金の契約
- (2)甲は乙との廃棄物運搬と処理委託の契約
- (3)甲、乙、丙との廃棄物収集運搬の委託契約

第 4 条 (契約期間)

- (1)平成 4 年 4 月 1 日より平成 19 年 3 月 31 日までに至る満 15 年と定める。
- (2)万一途中解約の場合は、第 5 条の取り決めにもとづいて行うものとする。甲が途中解約する場合はその限りではない。

第5条 (契約保証金の取扱い)

乙は甲に対して契約保証金を支払うことが原則であるが、特例として甲がその取引銀行より契約保証金相当額を借入する。本契約書は取引銀行に対し借入金の裏付けとして提出し、15年間の取引を継続するものとする。

尚、乙は甲の借入金に対する一切の責めを負わないこととする。

第2章 廃棄物の種類と数量

第6条 (契約する廃棄物の種類)

乙の事業所において発生する廃棄物のうち、甲の所有するハザカプラントに搬入処理するものは焼却炉により発生した(含水率 %以下)のみとし、これ以外の廃棄物は甲のハザカプラントに搬入しないものとする。

第7条 (契約数量)

乙の搬入する廃棄物は下記の数量とし、これを越える場合は甲、乙両者間の協議により再契約を行うものとする。

① 焼却灰 日量 30 m³以内(あるいはトン以内)

第8条 (その他廃棄物)

甲、乙両者間で契約した以外の廃棄物が臨時に発生した場合は、両者間の協議により処理するものとする。

第3章 搬入活動

第9条 (安全性)

ハザカプラントは産業廃棄物の堆肥化処理により環境保全を高度な目標として開発運営されているリサイクルシステムである。このため、乙は取扱う廃棄物及びコンポ

ストの安全性を守らなければならない。また、丙に対しても同様の責務があるものとする。

第10条 (検査義務)

甲は乙の搬入する廃棄物について毎月公的機関で検査を行い、甲、乙はその分析表を確認し、適切な処理をしなければならない。万一廃棄物の安全性に違反した場合は甲は直ちに契約違反として乙に通告する。

第11条 (指導権)

甲は安全管理のため乙と協議のうえ、丙に対しても必要と認めた場合は指導、援助を行なうことができる。なお、丙の契約違反が発生した場合は、乙が全面的な責務を負うものとする。

第12条 (搬入指導)

乙は甲の指示に基づき、丙が運搬する時には決められた日時に、決められた場所に搬入するものとする。このほか、ハザカプラントの諸施設に対して損傷を与えた場合は、乙に対してその損害金を請求するものとする。

第4章 処理料金

第13条 (料金の決定)

甲と乙が契約した廃棄物の収集運搬処理料金について両者間の協議により、トン当たりあるいは m^3 当りの単価契約を行なうものとする。契約期間は1年間として、毎年契約を更新のうえ両者間で取交すこととする。

第14条 (支払方法)

甲、乙両者間で取交した契約単価と搬入数量により、毎月月末に数量と料金を計算し、甲が乙に請求書を送付し翌月20日までに現金にて支払うものとする。

第 5 章 コンポスト

第15条 (コンポストの所有権)

乙が搬入した廃棄物を発酵処理したコンポストはすべて甲の所有物となるが、乙に対して搬入された数量とほぼ同じ数量を無償で甲の処理場にて引渡し乙の所有物となる。

第16条 (コンポストの使用)

乙は甲のハザカプラントで生産されたコンポストを乙の事業所あるいは乙の関連するところで使用する場合は甲と乙が協議のうえ使用するものとする。なお、乙が使用したコンポストについて一切の責任は乙が負担するものとする。

第17条 (コンポストの販売)

乙が不特定の相手方にコンポストを販売する場合は別に定めるコンポスト販売契約書により、新たな契約を行うこととする。

第 6 章 譲渡禁止

第18条 (譲渡禁止)

乙は甲と契約した廃棄物処理に関し、いかなる権利も理由の如何にかかわらず他に譲渡することはできない。

第19条 (守秘義務)

甲の保持する技術情報、経営ノウハウ、プラントの機能などについては、乙はいかなることも他にもらしてはならない。

第 7 章 契 約 違 反

第 20 条 (契約違反)

乙が次の各項に違反した時は、甲は 30 日の予告期間を付した文書による通知を持って、乙に契約義務の履行を催告し、乙がその期間内に履行しないときは本契約を解除することができる。

- (1) 甲と契約した廃棄物以外のものも搬入した場合
- (2) 甲と契約した権利を他に譲渡した場合
- (3) ハザカプラントの安全性、衛生面に関する契約違反があり、廃棄物処理に重大な支障が生じた場合
- (4) 決められた期日に処理料金の支払いを怠ったとき

第 21 条 (契約の解除)

乙に下記事由があるときは、甲は乙に対して何らの通知催告をせずに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が解散した場合
- (2) 乙が破産、会社更生和議などによる整理の申立てを受け、もしくは申立てをした場合
- (3) 乙が銀行取引停止処分を受けるなど支払い不可能な状態になった場合

第 22 条 (損害賠償)

乙が契約に違反し、甲が損害を蒙った場合、甲は乙に対しつぎの措置をとる。

- (1) 契約した廃棄物の搬入の停止処分、及びハザカプラント内への立入禁止
- (2) 未収入金の清算
- (3) プラント施設及び(甲)に対する損傷があった場合は損害金を請求する。

乙は甲の請求に対し速やかに支払うものとする。

第 8 章 契約の更新

第 8 条 (契約の更新)

乙は満15年を経過して継続契約を結ぶ場合には満了時より6カ月前に継続契約の申入れを行ない、甲、乙協議のうえ、契約を更新することができる。

以上のとおり契約し、契約の証として、甲、乙各自記名捺印のうえ、各自1通ずつ保有する。

平成 3 年 11 月 27 日

甲 (住所)

株式会社 東海衛生工業

乙 (住所)

栃木県小山市大字塩沢604番地
小山広域保健衛生組合
管理者
小山市長 船 田



和解契約書

小山広域保健衛生組合を甲、株式会社県南衛生工業を乙とし、甲乙間の仙台地方裁判所平成23年(ワ)第50195号事件の平成25年3月29日付決定（以下「本件決定」という）に関し、以下のとおり合意する。

- 1 甲は乙に対し、上記決定に基づいて甲から乙に支払われた代替執行費用47億9390円のほか、同決定末尾添付物件目録に記載されたコンポスト（但し、同物件目録中に除外された焼却灰約218㎥を含む）以下これを「本件コンポスト」という）の搬出ならびに処理処分に要する費用（原状回復費用を含む）として金7億円の支払義務あることを認め、これを平成26年8月末日限り金2億円、平成27年8月末日限り金2億円、平成28年8月末日限り金3億円を、乙の指定する下記口座宛て振込送金して支払う。振込手数料は甲の負担とする。

記

- 2 乙は、自らの責任において廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守して本件コンポスト全量の処理処分をおこなうものとし、甲に対し、甲が本件コンポストの処理処分につき一切の法的責任を免れることを保証する。
- 3 甲は、甲を控訴人、乙を被控訴人とする仙台高等裁判所平成25年(ネ)第15号請求異議控訴事件の控訴を取り下げる。
- 4 甲は、今後一切、本件コンポストの搬出義務の有無、乙による当該搬出の代替執行権限の有無、執行費用の多寡等を争わず、名称の如何を問わず、乙による当該代替執行の履行を妨げるいかなる請求ないし申立も行わないものとする。

- 5 甲は乙に対し、甲乙間における本件コンポストに関する法的紛争が長期化したことにつき遺憾の意を表明する。
- 6 甲および乙は、甲乙間には本合意書に定めるもののほか、本件を含め他に一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 甲および乙は、本和解の効力の発生が甲の議会の承認決議がなされることを停止条件とすることに合意した。
又、甲および乙は、平成26年4月30日までに甲の議会の承認決議がなされなかった場合、本和解合意は破棄されることに合意した。
- 8 甲および乙は、本契約の成立にともない、互いに委任状を交付することを約し、本日、甲は乙に対して交付した。乙は甲に対し、後日、委任状・印鑑証明書を交付することを約した。

本契約の成立を証するために、本書面を2通作成し、甲乙各1通宛て保持するものとする。

平成26年4月18日

甲 栃木県小山市大字塩沢604番地
小山広域保健衛生組合
同代表者管理者 大久保 寿 夫

乙
株式会社県南衛生工業

委員会名簿及び委員会の開催状況

小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会委員名簿

職名	氏名	職業等
委員長	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
副委員長	大石 和彦	筑波大学法科大学院教授
委員	河邊 安男	一般財団法人 日本環境衛生センター 理事
委員	角田 雄彦	白鷗大学法科大学院教授 弁護士（第二東京弁護士会）
委員	大塚 克己	小山市住民代表
委員	川俣 一由	下野市住民代表
委員	小池 章三	野木町住民代表
委員	矢口 季男	上三川町住民代表

小山広域保健衛生組合一般廃棄物処理委託訴訟に関する検証委員会開催状況

	日程	議題
第1回	平成26年 8月27日	・委員長の選任等の決定 ・検証の進め方について ・本件契約の時代背景等の概況を聴取
第2回	平成26年10月29日	・本件契約に至った状況の聴取 ・調停から本裁判の推移の聴取
第3回	平成26年12月 9日	・執行裁判以降の推移の聴取 ・コンポスト搬出処理費用について聴取
第4回	平成27年 2月13日	・訴訟における応訴対応を議論 ・コンポストの捉え方を議論
第5回	平成27年 3月 5日	・報告書のとりまとめについて

おわりに

委員会においては、以上のとおり事実関係を踏まえ、全体の問題点を検証し、再発防止に向けた対策をとりまとめました。事実経過については、関係職員への聴取によっても明らかにできない部分が存するものの、委員会としては、可能な限りの議論を尽くしたうえで、最終のとりまとめを行いました。

今回の事案を、関係者一人ひとりが一般廃棄物処理事業を執行するための教訓と捉え、一日も早く住民からの信頼を取り戻すため、組合の使命である廃棄物の安定的処理、安全な処理の責務を改めて自覚し、かかる事案の再発防止と住民の安全と安心の確保に努められることを切望いたします。

